

23 高教政第 562 号
平成 23 年 7 月 20 日

各市町村（学校組合）教育長 様

各 学 校 長 様

高知県教育長

教育ネットの利用について（通知）

教職員の服務規律の確保については、日頃から十分に配慮され、適正な学校管理や教職員への指導に努められていることと存じます。

しかし、この度、高知県教育情報通信ネットワーク（以下、「教育ネット」という。）の利用状況について管理運営者側で通信記録の確認を行ったところ、教育ネットの利用者の一部に、私的なネットショッピングやネットオークションの利用などの職務専念義務及び教育ネット利用の基本原則に反する疑いがあるものが見受けられました。

このため、県教育委員会事務局では、教育ネットの適正な管理運営を図るためフィルタリングルールの見直しを行い、利用状況の監視を強化することとしました。

なお、管理運営者において不適切なアクセスと思われる通信記録を確認した場合、利用者等を特定したうえで、状況に応じて指導を行っているところです。

つきましては、教育ネットは公費によって維持されていることを念頭に置き、貴管内全ての教職員に対し、下記の点についてあらためて確認するとともに、教育ネットの不適切な利用を厳に慎むよう周知徹底をお願いします。

記

- 1 すべての教職員は、全体の奉仕者であって、勤務時間中は、全力を挙げて職務に専念しなければならないこと。
- 2 教育ネットを利用する者は、関係法令のもと他者の権利及び利益を侵害しないよう留意し、教育目的に沿った使用をすること。
- 3 「教職員の服務規律の確保について」（平成 23 年 3 月 15 日付け 22 高教政第 1742 号 高知県教育長通知）
 - 5, 情報の適正管理について（抜粋）
 - ・公的な I T 機器を活用してのインターネットやメールについては、設置の目的や教育内容に応じた適正な活用を遵守すること。